

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○事務局 皆様、おはようございます。

本日は、ご多忙の中、久喜市男女共同参画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、令和2年度第2回久喜市男女共同参画審議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、人権推進課長の小沢でございます。よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、現在の出席委員についてご報告いたします。本日は8名の方にご出席いただいております。本審議会は久喜市男女共同参画を推進する条例第21条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告いたします。

友田委員と奈良委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、皆様にご了承をいただきたいことがございます。

まず、会議終了後に会議録を作成し、ホームページ等で公開するため、審議会の内容を録音させていただきますことをご了承ください。

また、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいらっしゃった場合は、対応させていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、本日の会議録の作成方法につきましては、市の基本的な考え方にあわせて全文記述方式とさせていただきます、署名につきましては、

名簿順で菱沼委員と堀井委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

【配布資料】

(1) 次 第

(2) 第1回男女共同参画審議会における質問

(3) 令和2年度実施計画調査（調査票）資料1（事前送付）

(4) 性的マイノリティに関する市民意識調査の項目について 資料2（事前送付）

以上、次第を含め4点でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、榎本会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

榎本会長よろしくお願いいたします。

○榎本会長 皆様おはようございます。秋が昨日、今日と深まった気がしているところでございますけれど、8名の方がご出席ということでありがとうございます。

相変わらずコロナの収束をしていないというところで、マスク、それから離れて着座する形で、十分に気をつけながら、担当課が配慮していただいておりますので、私どももそのような形で進めさせていただきたいと思います。私もマイクを使わせていただきますが、皆様もマイクを使っていただくと、ありがたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最近、大した話ではないのですが、少し怒ったことがありました。

ごみ処理の問題で、どうも決定しているかどうかわからないので

すが、プラスチックごみも燃えるごみも一緒にして、集荷しようという話を小耳に挟みました。その理由を聞いていますと、高齢の方が分別は大変だから、ということらしいですね。

私は今まで久喜市の環境問題に着目していて、最初のうちは分別が大変だなと思いましたが、すっかり慣れていって、慣れていくということが、久喜市の環境に貢献しているのだというような気持ちで取り組んでいました。

分別をしなくなる理由が、高齢者に気の毒だから一緒にして分別しないで集荷する、ということに本当に私、怒りがこみ上げてきました。それが例えば、財政の問題ですとか、最近の環境の動きから見て、というような説明ならよいのですが、高齢の方に気の毒だからという、いかにも高齢の方に配慮したような発言で、これは高齢者を馬鹿にしているなと私は感じました。皆様はどうかわかりませんが、私は本当に完璧な高齢者になってみますと思いました。やはり高齢者も保護されるばかりは嫌でございますよね。自立した高齢者ということで、その人権を守っていただいた方が気持ちよく生活できるということを、この何気ない会話の中から感じました。

これは決定していることでも何でもないので、誤解を受けたくはないのですが、高齢者の気持ちというものを少しでも披露させていただいて、高齢者の気づきということにさせていただければと思います。

今日はまた、いつものように担当課が準備をしていただき、その上で資料を事前にお送りもしていただきましたので、皆様もご準備していただいているかと思います。順番にご意見を発表していただいて、よい会議にしていけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議題に移らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、久喜市男女共同参画を推進する条例第21条の規定により、会長が議長となり、議事進行をお願いすることになっておりますので、よろしく願いいたします

それでは、榎本会長、よろしく願いいたします。

○榎本会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行いたしますよう皆様のご協力をお願いいたします。

それでは次第によりまして、議題の（1）第1回男女行動参画審議会における質問に関する回答について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 改めまして、人権推進課の佐藤でございます。

始めに、議題（1）の【第1回男女共同参画審議会における質問に関する回答】について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

前回の審議会において、主に3つの取組みに対してご質問をいただきました。

お手元の資料をご覧ください。

1つ目が、LGBTに関する取組みについて、2つ目が、女性登用の促進、そして家族で参加できる行事や講座等の開催についてでございます。

11106の「LGBTを含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施」に関する質問が、2点ございました。

1つが、久喜市は事実婚など結婚の形態に関係なく休暇や休業を取得できるか、との質問でございます。人事課に確認いたしましたところ、結婚休暇につきましては、【年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇

等の取扱いについて】の通知により、「職員が婚姻関係に入ることが確実な場合に与えられるもの」との規定がございますことから、LGBTを含む性的マイノリティのカップルにつきましても同様に結婚休暇を取得できることになっております。

なお、育児休暇の取得については、上位法である、【地方公務員の育児休業等に関する法律】を根拠としていることから、久喜市で性的マイノリティの方のカップルについては、育児休業取得の対象になっていないとのことでした。

次に、中学生の制服の選択についてのご質問でございます。

令和元年度に入学された新入生から、制服の選択ができることを周知しておりますが、在校生にも周知は図られているか、とのご質問でございます。教育委員会に確認しましたところ、在校生についても説明しているとの回答がございました。

なお、各中学校がどのように周知を図ったかまでは把握していないとのことでしたので、各中学校における周知方法、説明については確認できませんでした。

次に、31103の女性登用の推進の項目でございます。

久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員10名中、女性が1名という現状に関するご質問について、教育委員会に確認しましたところ、「久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例」の中に、委員の委嘱に関する規定により決められており、

- (1) 久喜市校長会を代表する者、
- (2) 中央児童相談所を代表する者、
- (3) さいたま地方法務局久喜支局を代表する者、
- (4) 久喜警察署を代表する者、
- (5) 幸手警察署を代表する者、

- (6) 久喜市PTA聯合会を代表する者、
- (7) 久喜市保護司会を代表する者、
- (8) 久喜市教育委員会教育長、
- (9) 教育委員会が必要と認める者、から構成されています。

このため、他の審議会のように公募による委員の選考がないことから、各機関からの推薦者が男性に偏っている現状でございます。現在委嘱している委員につきましては、令和3年6月1日までが任期となっておりますことから、次回の改任の際には、積極的に女性を登用していただくよう要望いたしました。

同じく、女性登用の推進のところで、選挙管理委員会に女性がいない件に関しまして、でございます。選挙管理委員会委員の選出につきましては、地方自治法の182条で、その要件が定められていますが、その中に普通地方公共団体の議会において選挙する、となっており、実際の任命は議会事務局が行っていますが、選挙管理委員のなり手がいないのが現状のようで、実際には、議員さんを通じてお願いしているそうです。

女性登用については、選挙管理委員のなり手がいない中で女性の委員を見つけるのは難しいようですが、根気よく働きかけていきたいと考えております。

最後に、32301の家族で参加できる行事や講座等の開催に関するご質問でございます。

子育て支援センターや児童館の事業開催回数や職員の姿勢は改善の余地があるのでは、とのご指摘でございます。前回委員さんのおっしゃった通り、利用者の目線に立った事業運営が大事だと思いますので、改めて子育て支援を行う関係部署にお願いをいたしました。よろしく願いいたします。

【第1回男女共同参画審議会における質問に関する回答】についての説明は、以上でございます。

○榎本会長 ありがとうございます。

第1回の時に、委員の皆様から出た質問に対する回答をいただいたところですが、これに関しまして、ご質問あるいはご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

議題（2）、資料1 令和2年度実施計画（調査票）について、事務局より説明をお願いします。

基本目標ごとに区切って審議を行いたいと思います。

最初に基本目標Iについて事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議題の（2）令和2年度実施計画（調査票）について、ご説明させていただきます。

事前に送付しております資料1をご覧ください。

資料1は、関係課に照会し、関係課からの回答を取りまとめた資料になります。

まず、資料1の調査票の見方についてご説明いたします。

資料1の左側4列に、基本計画に掲載されている取組み番号、取組み名、取組み内容、所管課を記載しています。

次の令和2年度実施計画の欄には、基本計画の取組み内容に対して、各課が令和2年度に実施する内容を記入しています。

次に、その取組みについて、年度末を達成期限とて目標値を設定している場合は、【目標】【現状】などを記載しています。

目標値については、担当課の判断で、年度末を達成期限とした目標設定が可能な取組みについて、設定しております。

また、総合振興計画などで目標値が設定されている事業につきましても、各課で令和2年度の目標値を設定しております。総合振興計画などの計画に基づき目標値を設定している場合は、現状値が目標値を上回っていても変更が難しい事業がございますので、あらかじめご了承ください。

次に、その取組みの今後の方向性について、継続、拡大、縮小、完了、廃止の中から回答しています。

次に、取組み内容の見直しについて、あり、なしで回答しております。

また、取組み内容の見直しは行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止した事業がございます。

それでは、基本目標Ⅰから順にご説明いたします。

基本目標Ⅰ 「男女の人権を尊重したまちづくり」につきましては、1ページから4ページまで、19事業が計画しています。

施策の柱1 「人権擁護の推進」のところで、1ページをご覧ください。

◎取組み番号 11105「女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実」につきましては、過去5年間の利用率の平均が83.2%であることから、令和2年度の利用率は昨年度と同様87%以上を目標といたしました。すぐ下の

◎取組み番号 11106「LGBTを含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施」につきましては、昨年度に引き続き、当事者の方を中心とした交流会を実施するほか、今後の施策の参考とするため、性的マイノリティに関する市民アンケートを実施いたします。

また、性的マイノリティの尊厳と社会運動の象徴であるレインボーフラッグを、本庁舎1階の総合案内と各総合支所の総務管理課、人権

推進課に掲示しました。これは、性的マイノリティの方やそのご家族の方に寄り添う気持ちを示す手段の一つとして、また多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けた市の取組みを知っていただくため、掲示したものです。

続きまして、施策の柱2 「生涯を通じた健康支援」3ページをご覧ください。

◎取組み番号 12102 生涯にわたる健康づくり・食育推進でございます。健康医療課が計画しておりました、食育セミナー及び11月1日の健康づくり、食育推進大会につきまして、今年度は中止しております。

続きまして、事前に委員の皆様から頂いた質問等について、お答えいたします。

◎取組み番号 11201、11202 の性教育に関する取り組みについて、「子どもが性暴力の被害者となるケースが増えていると感じます。本気で子どもたちを守る視点をもって性教育にあたってほしい」とのご要望がございました。確かに、今はスマホのSNSやインターネットで簡単に知らない人とつながることができますから、そこに潜む性犯罪、性被害について教育や啓発をしていく必要があると思います。関係する所管課には性教育と併せてそう危険性についても周知や啓発を行っていただくようお願いしてまいります。

基本目標Ⅰについては、以上でございます。

○榎本会長 ありがとうございます。

基本目標値1に対する、質問をお受けしたいと思います。

○石田委員 取組No.3-1、11106LGBTに関する取組について、啓発活動は実施しているとのことですが、現状としては今、情報提供が主な内容ということになるのでしょうか。

LGBTに関する相談窓口の設置などは、まだなされていないのでしょうか。

○事務局 人権推進課は、相談の総合窓口ということで、来ていただいた方についてはその都度、ご相談を受ける体制をとっております。また、他に言えない方については、外部の専門相談機関を案内しております。

余談ですが、当事者の方が人権推進課にお見えになったことがあり、今その方に市民アンケートの項目について相談させていただいているのですが、もし窓口にそのような方がいらっしゃった場合、人権推進課でお話を聞く体制は取っております。

○石田委員 今回LGBTに関するアンケートなどの取り組みを行っておられますが、色々な情報収集の方法というのを、これからいろいろ試していくことがあると思います。

本当にお困りになっている当事者の方がいらっしゃると、当事者がどういうことで困っているか、具体的に情報を得られる貴重な機会だと思いますので、ぜひ、相談窓口については情報提供をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○倉持委員 それに関連して意見をよろしいでしょうか。

すみません、私は相談に関しまして専門知識はあまりないのですが、一般の市民としての感覚で言うと、専門窓口をきちんと掲げられてしまうと、逆に行きにくいという感覚があります。

それは、何の相談はいつ、何の相談はいつ、とすると、こういうことを相談していると知られるのは嫌だと思ふ人たちが、私も含めて結構いらっしゃるかもしれません。

今、市の方からご説明がありました、総合窓口のような形で、それでもきちんと対応していただけるという体制をとっていただいた方が、市民感覚でいうと、まして女性の場合は助かると思います。

よろしくお願ひいたします。

○榎本会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○稲葉副会長 2点質問と1点確認があります。

12104の「健康づくりの推進」のところで、新型コロナウイルスに関して、テレビなどでいわゆる注意点だとかをよくやっております。久喜市として市独自の、そういう予防に関する啓蒙活動はどうしているのでしょうか。

人によって非常に警戒レベルが違いますね。1ヵ月くらい前に会議で中央公民館に行ったら、1階の集会室でダンスをやっていました。知人がいたので覗いたところ、1人マスクをしていない方がいらっちゃった。こういう人がいるのだなと思いました。

また、私の友達で、飲みに行ったりカラオケをしったりする人もいて、大丈夫かなと心配になる人もいます。今まで親しい人でも、そういうことに対する意識の違いがあるなという発見をしたのですが、かなり警戒する人もいれば、そうではない人も多いと思うので、注意喚起を市としてやっていただいた方がよろしいのではないかなと思います。これは意見です。

それからもう1点、子供の性教育についてです。この前たまたまNHKで見たのですが、あるタレントが全部子供にオープンにしていると言っていました。昔の日本では性に関することはよくないこと、隠しごととして、タブー視していましたがけれども、性のことは当たり前のことなので、正しい知識を小さなころから教えた方がよいという意見を話されていました。その意見に、出席者は皆さん納得していました。

そのタレントは、例えば、幼稚園や保育園の時など小さい頃からやったほうがよいという意見ですが、久喜市ではその辺の性教育の

実態はいかがでしょうか。

○事務局 性教育の実態までは詳しく把握していませんが、教育現場では、発達段階に応じた指導要領がありますので、それに沿って実施していると考えております。

また、学校の取り組みの中で、学校保健委員会など授業とは別に行うかは、各学校の判断、お考えとなりますので、人権推進課としては、性教育に力を入れてやっていただくことについて働きかけやお願いをするということになると思います。

指導要領に沿ってやっていると認識しております。

○稲葉副会長 教育指導要領というのは、国から出ているのですか。

○事務局 文部科学省が出しているもので、どの学年にどこまで教えるかということが明記されたものだと思います。堀井委員いかがでしょうか。

○堀井委員 指導要領については、今お答えがあった通り文科省が決めているものですので、その中で特別活動や保健体育などで、子ども達は学習をしていると思います。

少し話は違いますが、コロナウイルスの感染者は、久喜市で現在のところ感染した方が47名でしょうか。そうすると、お父さん、お母さんが感染している中で、お子さんが濃厚接触者になっている場合もあるかと思います。個人名は公表されていないわけですが、いろいろな情報から、あそこの家だとかわかってしまうことがあると思うのです。学校現場で、そういったコロナに関する差別などについて市の方に挙がってくることはあるのでしょうか。

○事務局 人権推進課に、差別や人権侵害といったことで訴えてこられた方は今のところいらっしゃいません。

ただそういった実態があるだろうとは認識しておりますので、人権侵害をしないように広報等でお知らせしたり、啓発はしているところ

です。

○堀井委員 そういった理由で学校に行きにくいお子さんの相談や、教育相談所なども久喜市にあると思うのですが、もしそういう事案があるようでしたら、適切に対応していただくように、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○榎本会長 先ほどの性に関する教育について、私はこれに関する質問を挙げました。これを取り上げてお願いをした理由というのは、性に関する指導に国も県も市もやや戸惑いがあり、どのようにするのが適切か確定していないようで、具体的な方法になるとちょっと引いてしまうような状況を感じています。感じているだけかもしれませんが。もしそうであれば、本当に今の子供の状況を考えますと、本腰を入れて取り組んでいただかなくてはならない時期だと思いますので、特に教育委員会に促していただきたいという気持ちから質問を出しました。

他にいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは基本目標Ⅰに関しましては、終わらせていただきまして、次のⅡに移らせていただきます。

ご説明よろしく申し上げます。

○事務局 次に基本目標Ⅱ 男女共同参画の意識づくり についてご説明いたします。

5ページから8ページまで、22事業、33課が計画しております。

施策の柱1 「男女共同参画を推進するための啓発活動の充実」になります。

5ページをご覧ください。

◎取組み番号 21101「男女共同参画推進月間等における啓発事業の実施」、それから取組み番号 21202「活動団体の支援とPRの強化」につきましては、6月の男女共同参画推進月間で実施するはずだった

「男と女のつどい」が中止となりました。つどいの代わりに事業といたしまして、6月に男女共同参画をテーマとしたパネル展示を本庁舎及び各総合支所の1階ロビーに一週間ずつ掲載しまして、来庁者に見ていただきました。

また、活動団体のPR等につきましては、今後どのような形で行えるか、検討してまいりたいと思います。

次に、取組み番号 21103「情報紙や広報紙等による男女共同参画に関する情報の提供」でございますが、先日第1回の編集会議を開催し、4名の方に編集委員をお願いいたしました。来年3月に東日本大震災から10年の節目を迎えることから、今年度は、「久喜市における男女共同参画を取り入れた防災について」をテーマとして情報紙を発行することになりました。次回の会議で、市の消防防災課の担当職員から直接話を聞く予定で進めております。

続きまして、施策の柱2、男女平等教育の推進のところになります。7ページをご覧ください。

◎取組み番号 22101、22102、22104の学務課の計画につきましては、公立幼稚園の取組み、目標値になります。

◎取組み番号 22103「保護者に対する意識啓発の充実」のところ
で、生涯学習課が計画している「家庭教育学級や子育て講座の実施」
につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から見直し
を行い、可能な範囲で実施するとのことでございます。

次に、8ページ、施策の柱3「国際理解の推進」をご覧ください。

◎取組み番号 23102「外国人への情報提供の充実」については、日本語教室の参加者数を110人として計画しています。

○榎本会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

次に移らせていただきます。基本目標Ⅲについてご説明お願いいたします。

○事務局 次に基本目標Ⅲ あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくりについてご説明いたします。

9ページから19ページまで、45事業69課が計画しています。

10ページ、◎取組み番号 31202 「女性職員の管理職への登用推進」につきましては、課長補佐級以上の管理職に占める女性の割合を令和7年までに25%以上としています。

平成28年に施行された「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主行動計画の中で目標としている数値になります。令和2年4月1日現在の管理職に占める女性の割合は、20.5%でございました。職員の退職等により毎年変動はございますが、引き続き目標に向けて取り組んでまいります。

続きまして、その下の

◎取組み番号 31203 「職員研修への参加推進」については、各種研修への女性職員の参加割合35%以上を目標としています。

次に、施策の柱2「仕事と家庭の両立支援の推進」になります。11ページ、

◎取組み番号 32103「事業者向け啓発活動の推進」は、人権推進課が行う事業になります。市内事業所を対象とした事業者セミナーにつきましては、1月26日に埼玉県内にある「石坂産業株式会社」の方をお招きし講演していただく予定であります。

この企業は、以前所沢市周辺で起きたダイオキシン問題により、社会から厳しい評価を受けましたが、苦境を乗り越え、資源再生事業に取り組んでいる企業でございます。また、代表取締役は女性の方ですので、女性活躍や女性の視点で取り組んでこられた社会貢献や企業理念等について

でもお話しいただけるのではないかと考えております。

審議会委員の皆様にも改めてご案内いたしますので、機会がございましたらぜひ参加していただけたらと考えております。

13ページ、◎取組み番号 32402 「父親の子育て参加の促進」では、父親がイベントや行事、講座等に参加する参加率50%以上を目標としています。

続いて、14ページ、

◎取組み番号 32501 「保護者の行事等への参加に対する配慮」、取組み番号 32503 「子育てを支援する交流の場の提供」の学務課が所管する計画につきましては、公立幼稚園が計画しており、参加率90%以上を目標としています。

また、◎取組み番号 32501 の指導課では、公立小中学校34校において、全てで実施するとしています。

次に、15ページ、

◎取組み番号 32504 「多様な保育サービスの充実」になります。

学務課が所管している預かり保育の実施計画につきましては、公立幼稚園が行う預かり保育を年間168日実施することを目標にしています。

また、ブックスタートについては、中央図書館が12回、菖蒲図書館が6回、栗橋図書館が12回、鷺宮図書館が12回実施することをそれぞれ目標としています。

同じく、しょうぶ会館が行う「親子でフィンティング」、「わくわくタイム」の2事業の参加率を新たに5%以上と設定しています。

続いて、16ページ、

◎取組み番号 32506 の介護保険課が所管する「介護者のための相談・支援」については、訪問相談件数の目標を1440件、施設訪問件数の

目標を10件としています。

次に、施策の柱3「地域・社会活動における男女共同参画の推進」のところで、17ページをご覧ください。

◎取組み番号 33102 「市民活動の推進」の目標値ですが、市民活動団体の登録数を現状の173団体から178団体としています。

次に18ページ、

◎取組み番号 33202 「高齢者、障がい者等への相談支援の充実」のところで、延べ相談件数20,000件を目標としています。

続きまして、19ページ、

◎取組み番号 33303 「自主防災組織の育成支援」でございます。自主防災組織率は、令和2年3月末時点で78.3%でございました。総合振興計画では令和4年度の目標値を80%としていますが、昨年の台風の状況を踏まえて見直しを行い、行政改革実施計画を見直し、今年度の目標値を85%に設定したとのことでございます。

続きまして、事前に委員の皆様から頂いた質問等について、お答えいたします。

◎取組み番号 31201～31204 の施策の方向性、「行政における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進」に関して、「行政の取組みで、イクボス宣言、レインボーフラッグの掲載、6月のパネル展示、にじいろひろば開催等は社会への発信力があります。もっと広報すべきでは」とのご意見をいただきました。

本市における取組につきましては、これまでも広報くきや市のホームページ、SNSなどの媒体を活用して多くの方に知っていただけるよう発信してまいりましたが、さらに市民の皆様を知っていただけるよう努めてまいります。女性職員の職域拡大などの取り組みは人権推進課だけでなく、人事課や関係課においても、発信していただくようお願いして参り

ます。

基本目標Ⅲについては、以上でございます。

○稲葉副会長 よろしいですか。2点あります。1点は意見です。

男性の家事育児、介護の話ですが、実は私最近気づいたことがありました。うちは娘が2人いるのですが、孫ができて、それぞれの家族が順番に里帰りしました。婿さんが家に来たのですが、その前に娘から愚痴を聞いていました。「うちのパパは、何かやってというと、はいわかりましたとやってくれる。やってくれるのはよいのですが、それが終わるともう僕の仕事は終わったと言って、スマホを見ていると。それで私は次から次へやることあるんだと喧嘩をした。喧嘩をしたと言っても、それで話し合って理解して、婿さんは指示されなくてもやるようになったとの話がありました。それから実際に婿さんが我が家に来て見ていると、育児というよりも、家事全般をわかっていない。どんなことを奥さんがやっているか、細かいことがたくさんあるわけですね。

一昨年に男性のお笑い芸人の方が講演してくれましたね。僕は主夫ですと。あれを見て、確かに私も気がつかないことがありました。私も今1人暮らしですから、家事をやっているのですが、ああいう男性がいれば、奥様の大変さもわかるし、協力もできるかと思います。育児とか何とかということよりも、もっと家事とはどんなことをするのかということを、女性、主婦がどれだけ大変かと、そういうことを少し啓蒙していく施策に力を入れたらいいかかと思いました。ご検討いただければと思います。

次は質問なのですが、18ページの33202です。

地域包括支援センターへの相談件数が2万6,000件もある。こ

れはすごいことで、素晴らしいことなのか、こんなに高齢者のことで問題を抱えている方々がいらっしゃるのかということで、驚きました。5ヶ所ということなので、単純に平均すると約5000何百件、1ヶ所、年間365日で1日に15件ぐらい相談がある。内容はいろいろあると思いますが、これはすごいですね。地域包括支援センターのことをわかってないのですが、そこに訪問してくるわけですか。地域包括支援センターで、高齢者の面倒を見ているわけではないのでしょうか。

○事務局 地域包括支援センターは介護の認定や相談を行っているところになりますので、介護等を含めた総合相談窓口になると思います。要望も含めて、介護サービスを受けるだけでなく、相談や支援をしております。詳しい内容までは把握しておりません。

○倉持委員 長年の友人が、歳と共に認知機能が衰えて、夫婦共にお世話になっている状態が2、3年前から続いています。今は娘さんのところに移られたのでわからないのですが、感じたことは、非常に行政のケア、面倒見がよいということで感激しました。これなら歳を取っても大丈夫だと思ったものですから、今の稲葉委員のお話を聞きまして、こんなにいいのかと驚いたとおっしゃいましたが、私は逆に、こんなにきめ細かく抄い上げてくれていたのかと思います。ケアマネージャーの方やいろいろな方が親身になってくださる。認知機能が衰えると自分からなかなか言えないケースもあるのですが、面倒を見てくれて、行政の方に繋げてくれて、それがこの数字になっているのだなと思いました。とても安心しました。個人的にも友達のことでも実感したものですから、お話しさせていただきました。

○榎本会長 ありがとうございます。

○中村委員 私も事例という形でお話させていただきます。母が90歳で、久喜市内

一人で生活しています。子どもが近くに三人おります。東日本大震災の時にすでに80歳ですから、一緒に住もうと提案をしたのですが、一人で住むと言う意思がありました。見守りながら一人で生活をしているのですが、やはり一人ですべてはできないのですね。その時に地域包括支援センターでいろいろなサービスを提供してもらいながら、現在も一人で生活出来ている状態です。

最初は要支援2からスタートして、年齢的なものがありますから、認知症というよりも、思うように動けない状態ですから、いろいろなサービスを受けられると自分の生活の質が良くなるということでした。だんだん高齢になって、現在は要介護2になりました。週に5日間のサービスを受けています。そのうちの3日がデイサービスで、朝から夕方まで行っています。送り迎えでも本当に頭が下がったのですが、単身の母のところに迎えに来てくれて玄関の鍵を閉めるまで確認をして、バスでデイサービスのところに行きます。一日遊んで帰ってくると、母がちゃんと玄関の鍵を開けて、そして家に入るまで見届けてくれているのですね。それから市のお弁当を食べたり、もう少し体を動かせる余力があると、体力が落ちないためのサービスにも繋げてもらえました。一緒に住んでいて、家族だけで介護をしたらどんなに大変か。自分自身の生活がなくなってしまうだろうと想像します。本当にありがたいサービスだなと思います。

包括支援センターに行って、現状をお伝えしながら家族で相談をしました。相談の2万件の数の中に私も入っているのです。認知症で困ったという相談ではなく、今こういう現状でサービスに繋げて欲しい、どういうサービスが受けられますか、とお尋ねすると、きめ細かい提供を頂きました。試してみたけどダメだったというと、

更にこういうのはいかがですか、とサービスに繋がられるので、一人の介護の人に対してきめ細かさが、この2万件に繋がっているのではないかと思います。

○稲葉副会長 どうもありがとうございました。大変きめ細かいケアをいただいているとお話です。日本はこれから高齢者がもっと増えていきますね。団塊の世代、今私も70ぐらいですけども、8年後は80歳になるわけで、そうすると今の包括支援センターが5ヶ所ですよいのでしょうか。それから介護してくださる方が、これだけのニーズがあってさらに増えるということが予測されていけば、その辺の対応策も考えておいていただきたい。市独自でできること、また県に働きかけることでできるのであれば、対応策を考えていただければありがたいと思います。

○榎本会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

31201 から市の行政が取り組んでいるということがあります。これ私が意見を寄せたものなのですが、市の取り組みは素晴らしいものがありますね。結果として、育児休暇を取る職員の数字が43.8%と素晴らしい数値を示している。これは何か仕掛けがあるに違いないと思ひまして、市のホームページを開けて見ましたら、本当にたくさんやっておられる。やっぱりそれを見ますと、取り組みをするから結果が出るという方向は、本当にそのとおりだなと思ひます。男性の育児休暇を取る率が、国レベルでも県レベルで見ても低い中、久喜市はダントツにいい数字を挙げている。

こういうことを私からすれば、もう少しアピールしてもよいのではと言ったわけですが、今の報告を見ますと、しておられるんですよ。しておられるけれど、男女共同参画委員である私にもはっきり届いていないということは、多くの人に届いてない。そしてこの

場でもご報告をいただいているにも関わらず、私もウツカリしていると思うのですけれどね。

市が取り組んでいることは、非常に影響力があると思います。ですから、戸惑うことなく、こういうことをしていますということ、多くの人々が認識し市の全体の人々の意識高揚に繋がるよう、目的を持ってPRをされたらどうかと思った次第です。

さきほどの性的多様性のフラッグ、あれも掲げていると書いてあるけれど、あのフラッグは小さいですね。今まで市に行くことがあっても気が付いていない。イクボス宣言もこちら数年前から報告をされていますし、いい取り組みだと思います。

他にはいかがでしょうか。

防災も岐路に立っていると思いますね。過去には、想像することもできなかったような大きな災害がやってくるようになっていて、それが偶さか起きたことではなくて、これからも起きるかもしれない地球環境の変化があるということです、本当に本気で取り組まなければならないと思います。それから、防災の中で女性の役割も大きいと思います。もちろん男性の役割も大きいですが、同じように女性の役割も大きいと思います。防災課では、女性だから保護されるべき部類に入る人という取り組みではなく、大きな力を持った女性たちを活用しよう、そう考えて取り組んでいただけるとありがたいと感じているところでございます。

○堀井委員 取組No.33303の自主防災組織のところですが、現状が78.3%で、組織の目標率85%ということですね。埼玉県はこの久喜でも、災害はいつ起きてもおかしくないような状況ですし、自主防災組織は100%が目標であるべきだろうし、現状から見ると、どうして100に近づけられないのかというのが疑問です。

それを阻害している要素があるからできないのではないかと思います
のですが、何かできない理由があるのでしょうか。わかることがあ
れば教えていただけますでしょうか。

○事務局 自主防災組織につきましては、担当課に聞きましたところ、やはり去
年の災害を受けて、計画を見直したと伺っております。

今、久喜市の総合振興計画では、自主防災組織の目標は100%で
はないです。ですが、やはり100%を目指すべきだろうということ
で、行政改革計画では、令和4年までに100%を目指し取組みを進
めていると伺っております。今年度の組織率の目標を7.5%増や
し、毎年度7.5%ずつ増やすと令和4年度ちょうど100%になる
よう目標を見直し取り組むとのこと。現状では、目標には達成し
ていないのですが、担当課では100%を目指して取り組んでいくと
聞いております。ご理解いただければと思います。

○中村委員 組織率85.0%ですね。今、自治会活動に参加されない方もすご
く多いですね。それから、社会問題にもなっていますが、引きこもり
という生活をしている人がいます。その時に100%と目標値を高く
してしまうと、非常に逆に生きづらくなる方もいらっしゃるのではな
いかと想像します。自分も出てみようかなと思った時に、100%と
いうのは強制力が強すぎるので、目指しているのはみんなをすくい上
げてということで、少しの数字のゆるみは、私はあったほうが良いの
ではないかと思えます。他の意見を頂けたらありがたいです。

○榎本会長 他にいかがでしょうか。菱沼委員お願いします。

○菱沼委員 私も今、中村さんと同じようなことを感じていました。今年の国勢
調査で、知人が調査員をやっています。市から頂いたものを、久喜地
区の方は皆でポスティングをしているのを娘がたまたま通りかかって
見たらしいのですが、私の地域は菖蒲町で田舎なので、人も少ないの

で顔を見て渡すことを目標にしていると伺っています。なかなか連絡が取れないお宅が何件かあって、外国人の方の場合もあったり、一人暮らしといっても高齢者でなくて、50代ぐらいの一人暮らしの方に上手く渡せずに、何回も足を運んで最後は市の職員に相談してポステイングしたと聞きました。

確かに100%というのは強制力があります。しかし、これが国勢調査というレベルのものでしたら良いのですが、もし何か災害が起きた時に、あそこのお宅には本当に住んでいるのか住んでいないのか、また何人ぐらい住んでいるのか、そういうことがある程度わかると、もし何かあった時に一緒に助け合うことができます。避難しなければならない時に、誰々さんがいない、ということに気づける、これは重要かと思えます。

うちの方でも自治会をやめますという方が2件ぐらい出てきてはいますが、自治会という組織の中ならよいのですが、自主防災組織では、何が起こるかわからないという時に、気がついたらうちのお向かいの方が、実は家の中で息絶えていたなんていうことがあったら、とても悲しいことだと思います。目標はやはり強制力があるような気がするけれど、100を目標にして、なるべく隣近所の声かけ、本当に挨拶程度でよいと思うのですが、人間関係は育てていきたいと思っております。

○倉持委員 目標は目標ですからね。

○榎本会長 ありがとうございます。石田委員。

○石田委員 No.33301、19ページになります。

今月9月4日に大雨が降りまして、私は市外から市内に戻ってきて、車を運転していたのですが、久喜駅東口の前の通りが冠水して通れない状況になっていました。そこ以外にも、久喜駅の周辺の道

路が大渋滞でした。今後もまた、そういう集中豪雨はあり得る話で、そういった時に久喜市内でどのあたりの道路が冠水してしまうのか、どの辺りの道路が渋滞しやすいのかなど、そういうことをデータ化して捉えていた方が良いと思います。

例えば、救急車などに関してはもう緊急事態ですから、救急車や消防車が通れないことがないように、データを取ってそれを活用していく、或いは、市民に周知していくことも必要ではないかとは思っています。そのあたりは今後、取り組みとしては行われていく予定はあるのでしょうか。

○稲葉副会長 ハザードマップには、そこまで詳しく書かれていないですね。例えば、図書館通りは低いでしょう。4、5年前に私が市民祭りで中学校に行く時に、新車で行ったら大変な目に遭ったことがありました。そこまでの情報は市にない。昔から住んでいる人は危ない箇所がわかると思いますが、私なんかはわかりません。

○榎本会長 ハザードマップも自分のところを中心に、どこに逃げる、二階か三階かということを確認するくらいでしたね。

○事務局 その日は、確かに集中豪雨で警報が出るくらい降っていました。

豪雨や急な冠水については、市で把握はしていないと思います。雨が降ると冠水するところは常に同じところで発生している状況がありますので、警報が出たら注意するように、道路の状況を含めて担当課で周知するなど、あらかじめお知らせできるような体制が取れないか、確認したいと思います。

○稲葉副会長 今の道路の渋滞の話ですが、去年は大利根から避難してくる人で大渋滞が起きました。その辺のことを今見直しされたと聞いていますが、ハザードマップというのは全国の自治体でやっていますが、そこまでなんですよね。もう少しきめ細かい、市内の冠水しや

すい場所や、例えば昨年、一昨年ここが凄く渋滞していたなどを、ホームページに載せていただくとよいと思いますね。命に関わることなので。

それから別のことですが、こんなよいことがありましたという紹介です。

私は今、幸手市の障害者施設に勤めていますが、「火事に関しては、自衛組織を作って対策を取りなさい」、それから「東日本大震災の後は地震に対して対策を取りなさい」となっています。さらに、「防水についてきちんと計画を作りなさい」と通知が来ているのです。それでいろいろと調べたり幸手市役所の方とお話をしましたら、幸手市役所では、施設に対してではなく、障がい者や75歳以上の人は市に届け出を出すと、災害があった時に優先的にサポートする制度がありました。久喜市はチェックしていないのですが、もしそういう制度が無かったら、幸手市も参考にしてください、導入すればよいかと思います。

○榎本会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では次に基本目標Ⅳに移ります。

○事務局 次に、基本目標Ⅳ 性別による暴力のないまちづくり についてご説明いたします。

「性別による暴力のないまちづくり」につきましては、20ページから22ページまで、13事業が計画しています。

施策の柱2「被害者のための相談体制と支援体制の充実」でございます。

21ページの ◎取組み番号 42101「女性相談事業の充実」の目標については、基本目標Ⅰの◎取組み番号 11105の再掲になります。

次に、21ページ、◎取組み番号 42104 「民生委員・児童委員等

を対象とした意見交換会等の実施」は、毎月開催している民生委員・児童委員の各地区定例会で、相談事業の周知を図り、情報共有・連携強化を図る、としています。

基本目標Ⅳにつきましては、以上でございます。

○榎本会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問を承りたいと思います。お願いします。

○倉持委員 最初の子供の性教育に関する項目で考えたことです。最近教師による性的な暴力、暴力とまではいかないのかもしれませんが、それが問題になっていて、その取り組みはどの程度あるのでしょうか。例えば、件数が年々増えているということと、またその取り組みが日本ははっきりしておりません。例えば、電子足輪を導入するなど外国はすごく厳しくやっているところもありますが、日本の場合、例えば教員免許が取り消されても、何年か経てば受けられて、名前を変えてまた免許を取って、教職に就いてまた同じような事件を起こすというケースが報告されています。その辺の取り組みについて、もっと毅然とした態度でやってほしい。いろいろと今プライバシーや人権の問題もあって、それなりに難しい問題もあるかもしれませんが、子どもの将来に関わる教育者のことですので、もっと毅然とした態度で、久喜市の場合は取り組んでいただきたいと思いますので、この取り組みについてお聞きしたいと思います。

○榎本会長 ありがとうございます。

なにか人権推進課で情報をキャッチしておられますか。

○事務局 教職員に対する厳罰などの事例に関することは、把握しておりません。教育委員会で把握しているか、またそういった指導や取り組みをしているかについては、こちらから情報を収集して、何らかの形でフィードバックできたらと思います。

申し訳ございません、次の課題とさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○**稲葉副会長** 今の件ですが、たまたま NHK で今朝やっております、3年経つとまた復職できるのですね。それに対して、もう復職は無いようにしてください、という訴えをした団体がありました。加害者はどちらかというとは異常な性癖なので、また復帰したらさらにやる可能性もある、復帰できないようにしていただきたいという訴えがありました。要するに社会問題になってきているわけです。市としてもそのようなことを検討する必要があるかもしれませんね。

○**堀井委員** 詳しくないのですが、禁錮刑以上の刑に1回でも処されると、教員になれないのです。それを隠していれば、わからないで受験することも出来るかもしれないのですが、一般的には出来ないとは思っております。

昔に比べてそういうことが多くなっているかどうかは、きっと少なくなっていると思います。前はそれが表に出ていなかっただけであって、現在、非常に厳しいですし、校長会や全県の校長会では、毎回そういった不祥事について指導がありますし、研修も受けますし、年間何回も研修があります。それでも無くならないのが、そういった事件ですね。異性問題だけではなくて、他の盗難ですとか、交通事故も含めて。子供に対してや同僚に対する異性問題についても気を付けないといけませんと言われていました。

でも、刑罰が厳しいですよ。1回あると免職ですから。飲酒運転もそうですし、久喜市役所の方もそうですが、公務員の場合は飲酒運転や異性問題などの事件があるとまず免職です。芸能人のようにまた復帰できるとか、そういうことはないです。教員についても公務員についても、そういう点ではかなり厳しい刑罰や社会的制裁

を受けるのではないかと思います。以上です。

○榎本会長 ありがとうございます。

基本目標Ⅳについては、以上とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、全体を通して、この計画についての言いそびれたことなどありますでしょうか。三好委員を指名してよろしいでしょうか。

○三好委員 全般的や持続的に、次にと繋いでいくという観点から、もちろん防災の話もそうですし、社会の確立もそうですし、いかに多くの方に活躍をいただけるか、人生が楽しいのも活躍だと思えますし、働く場の提供ですとか、そういったものももちろんそうだと思います。ものすごく多方面からの視点、施策が必要なのだなということを、改めて今日一日お話を伺いながら考えていた次第です。

私どもも企業ですので、社会の公器という立場がございます。総活躍社会への貢献といった意味で、どのように仕事を構築していくか、障害者の方や女性の人生の転機と社会とを上手く繋いでいけるかをどう考えていくかは、常日頃から、私たちも考えていかなければいけないと思っています。日々過ごしている中で、今日も様々なご意見を頂戴して、とても参考になると思っております。

○榎本会長 企業の取り組みも非常にアピールするところがございますので、頑張ってくださいと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議題の2つ目を終了させていただいて、3つ目の性的マイノリティに関する市民アンケートの項目について、事務局のご説明をお願いします。

○事務局 性的マイノリティについての取組みにつきましては、レインボーフラ

ッグを掲げる、職員の研修を行うなどを含めて、今までも取り組んでまいりました。今年度につきましては、そういった取り組みが市民の皆様にどれだけ浸透しているか、啓発が進んでいるかといったことや、その先の施策の参考にするためにも市民アンケートという形で現状を把握したいと考えておりまして、実施することにいたしました。

委員の皆様にはアンケート用紙を事前に配布いたしまして、ご意見を伺っております。事前にいただいたアンケートのご意見とご質問についてお答えしたいと思います。

表紙に関するご意見といたしまして、「カタカナ用語（略語）が多くて、難しく感じました。私は、表題の『マイノリティ』の意味がはっきりわからず、調べてしまいました。アンケートの必要性・目的をもっとわかりやすく・具体的に的確に書かれているとよいと思いました」。また、他にもいろいろとご指摘がありましたが、「当事者の声などを紹介いただけると、少し身近な問題として捉えることが出来るような気がします」というご意見をいただきました。

こちらは分かって作成している側なので、率直なご意見を頂けると、市民目線でもう少し見直す必要があると感じましたので、最終的な調査票にするときには参考にさせていただきたいと思います。

また、「用語解説 LGBT などの性的マイノリティ」のところでもご意見がございます。「とても難しかったです。一目でぱっとわかるような図的なものがあるとよいのですが。やたらにカタカナ・略語化されているので、実感がわかず、具体的な想像がしにくいです」というご意見がございました。

確かに、この LGBT の問題は本当に難しく、回答するのが難しいところには用語解説をしているのですが、やはり難しいかなとは思っております。この用語解説を見ていただき、手元に持っていただくことで、

啓発にも繋がると考えておりますので、そういったことも含めての市民アンケートと思っております。

3番目に調査票の項目についてのご意見もございます。全般的なことについて、「実際に真剣に考えてみましたが、かなり難しかったです。特に私はあまり考えたことがなかったので」というご意見がございました。

問1の年齢の選択について、「70歳以上があったら良いのではないか」というご意見がありました。今、埼玉県でも性的マイノリティに関するアンケートを実施していると聞いております。県の対象者についてもお聞きしたところ、60歳以上としているのですが、実際には64歳までのいわゆる生産年齢人口といわれている年齢で区切って調査をするというので、県を参考に久喜市も同様に対象を絞っております。

続きまして、質問の6について、「『考えたことがなかった』という選択肢もあってもよいと思いました」という意見がございました。

問16のパートナーシップ制度について、言葉の説明の中で、「この制度で出来る事、出来ない事をもう少し分かり易く説明したらどうでしょうか」という意見がありました。

確かに突然パートナーシップ制度が出て、どういうことなのか難しいかと思っておりますので、補足を加えて分かりやすくいたします。

問18で「『意見や要望ではなく、アンケートを実施しての感想（雑感）をお聞かせ下さい』という欄にしてはどうか」という意見がありました。その欄があったら「今回のこのアンケートを通して初めて知ったことが沢山あったので、もう少し詳しいことや、久喜市の実態を知りたいと思いましたと書きます」というご意見でした。これからの取り組みに対する意見や要望ではなく、感想を書けるような設問にしてはどうかとのご意見もあり、そういった設問も付け加えられればと考えておりま

す。

以上です。

○榎本会長 ありがとうございます。

性的マイノリティに関する市民アンケートについて、事前に読んでご質問があった内容から見ますと、やはり私たちもあまり耳慣れない、目に慣れない言葉がたくさん出てきているという印象ですね。もう少しわかりやすくという意見があるかと思えますけれど、何と言っても初めてのアンケートですよね。わかりやすいとか、わかりにくいというようなことも、この調査の中からわかればよいのではという感じもいたします。

皆様、どのようにお考えだったでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。

○石田委員 調査票の「市の取り組みについて知っていますか」という質問で、問14は、問13の取り組み内容についてどう思うかという質問ですね。一つだけ○ということになっていますが、問13の1から7までの取り組みに関して、それぞれ答える方としては、これについては賛成だけど、これについては反対という方もいらっしゃると思いますので、答えやすいように工夫されたいかがでしょうか。以上です。

○榎本会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○三好委員 市のアンケート全般で何を目的にして何が知りたいのかが漠然としすぎて、読み取れなかったです。今回初めてのものであったら、章立てとして、まずは全般についてどのように認知がなされているのか、市としてはどういった視点から取り組みをなされているか、その取り組みのキーポイントに対してそれぞれ充足感がどうなっているか、それを次の施策に進めていきたいからこのアンケートをする、という狙いが一般的に伝わってこなかったです。

問12、13も、そういった形になりやすくなってしまふのかなと思います。次につなげていくためにこのアンケートをどう使おうとされているかを明確にしていただけると、アンケートが少し変わってくると思いました。

○稲葉副会長 今、三好委員もおっしゃったことが正しいと思います。何のためにこのアンケートをやるのか。また、説明文章が難しいという方が多いと思います。

たしかに私も昨年、講演を受けるまでは、B（バイセクシャル）とT（トランスジェンダー）はあまり意識していませんでした。昔の人間ですから、L（レズビアン）とG（ゲイ）しか認識がなかった。講演を聴いて、他にも悩んでいらっしゃる方がいるという認識をしました。また新たに、この下の難しいエックスジェンダーなどの言葉を知りました。ここまでを皆さんに知らしめて、どういう対策を取れるのか、ということですね。

世の中の方が一般的に知らない細かな言葉はあると思いますが、LGBT くらいの説明にしておいて、これだけ悩んでいる方がいらっしゃる、どのように認識されていて、どのような対応策があるかということについて、アンケートや対策を取ればよいと思うので、あまり細かくまで説明しないほうがかえってよいと思います。

○中村委員 私は稲葉委員と同意見です。この審議会もそうですが、男女共同参画という言葉が初めて聞こえるようになって、皆さんに浸透するまで20年、30年とかかっていると思います。生きづらい性的マイノリティの方がカミングアウトした時に、自分が一人の人間として生きていければという、そういう問題を皆で考えるまでには、まだまだ何年とかかるのではないかと思います。そういう観点で、あまり細かいの

はどうでしょうか。それから、質問事項をわかっている方、それから性的マイノリティを理解している方に対しては良いと思いますが、突然アンケートが送られてきてなんなんだろう、という違和感が強すぎる方も中にはいらっしゃるのではないかと思います。

マイノリティの部分で、障がい者の事例を一つお話させていただきたいです。私は女性限定で障がいのある方のプール指導をしています。指導というより1人でプールに入れませんから、介護者としてプールに入るということを30年しています。

その中で、くも膜下出血で、左半身が麻痺している女性とのプールでのお付き合いが17年になります。一番最初にプールに入ったときに、左半身が不自由で大きく変形しているし、一般的には障がい者が水着を着るということにも物凄い抵抗がある中で、プールに入ったときに、ジロジロ見られたり、周囲の視線が物凄く強かったんですね。「なんでこの人プールに入ってきたんだろう、あんなに身体が不自由なのに」と。障害者施設ではなくて、普通の一般市民が使うプールですから、スロープがなかったり、障害者に適しているプールではないのですが、障害があっても入れる一番大きな場所でした。非常に明るく前向きな方なので、リハビリを目的として、ずっと続けるということでした。まず、笑顔で挨拶をしてプールに入って行こうという約束事を作りました。

それをずっと続けてきて、実感として、障がい者という目で見られないで一市民として皆と会話が出来たりするのに、10年くらいかかりました。皆さん見てはいるのですが、声をかけるのにすごい壁があって、勇気が必要でした。だんだん挨拶をしてくれるようになり、「上手くなったね」と声をかけてくれる、「実は自分の家族にも障害を持っている人がいる」といろいろ声をかけてもらえるよ

うになるのに10年かかりました。

悪気はないのだけど、マイノリティの部分に皆が抵抗があって、まだまだ共生社会ではない部分があると思っています。当事者にはぜひ、明るく何事にも取り組んでほしいと思っているのですが、アンケートにもそのようなことを加えながら、長い年月をかけながら共生出来るようにして行けたらよいと思います。

○榎本会長 ありがとうございます。

この項目について、皆さん言いつばなしで、何か結論を付けるというようなことではないと思いますので、感じたままをおっしゃっていただければと思います。多分、これを見たときに、説明が2ページに渡ってたくさんの方が丁寧に書かれてあるので、知ってもらいたいということ、これは啓発の資料ということを予告されているなという印象を持ちました。

問16でパートナーシップについて聞きたいと書いてあって、パートナーシップを久喜市も導入したいと考えているのかな、と思いました。それは皆受け取る人がそれぞれ思えばよいことなのですが、もし、パートナーシップについて市が考えようとしているのであれば、喜ばしいことだと思った次第です。皆様はどういう印象だったでしょうか。

○石田委員 今の榎本会長のパートナーシップの話ですが、パートナーシップ制度の導入を久喜市としてこれから検討していくのであれば、やはりこの部分は調査票の問16の2の次に3として、賛成であれ反対であれ自由記入で、「理由についてご記入ください」という項目もあった方がよいのではないか、と思いました。

○榎本会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

○事務局 少し補足をさせていただきたいと思います。性的マイノリティに関する

る情報があふれており、そういった困っている方がいらっしゃるということは、徐々に認識されてきておりまして、パートナーシップ制度も進んでおります。埼玉県でも、さいたま市と川越市が今年の4月と5月に導入しています。一方で、婚姻制度に抵触するのではないかと、すごく反対されている方もまだいらっしゃいます。

パートナーシップ制度を久喜市が導入するかについて判断するために、市民の皆様の認識などを知りたいという目的でアンケートを取ることになりました。まだ結論は出ていないところですが、そういった社会が流れて動いている中で、久喜市として、市民の皆様がパートナーシップ制度の導入に、賛成又は反対か、今後どういう取り組みをしていったらよいかを、このアンケートで確認したいと考えております。明確な制度導入のためのアンケートではないと思っておりますが、市民の皆様の認識等をこのアンケートで集約しまして、さらにどういった取り組みをしていくかを考える材料にしたいと考えております。

○榎本会長 少し言い過ぎたかもしれません。問16の選択肢をよく読んでみますと、知っているか知らないか、というところですので、パートナーシップ制度を導入するのかというのは少し私も言い過ぎたなと思いました。訂正させていただきます。

○倉持委員 この設問については、まず「聞いたことがありますか」という、また「内容まで知っていますか」という3段階ですよ。答えるところは一つですが、質問は三つあります。ですから、第一段階としては、もっとシンプルにした方が答えやすいと思いました。大体、アンケートはこのような形が多いので、違和感はなかったのですが、パートナーシップの説明が、私はこれでは不十分だと思います。

○榎本会長 いや、私は思わないですね。

○倉持委員 パートナーシップ関係というのはどういうものか、私にはわかりません。例えば、欧米では、同性婚ですとか、きちんと結婚として認められている国もあるわけです。結婚とただのパートナーシップは違いますよね。結婚すると、いろいろな権利とか義務が出てきますけれども、パートナーシップというと、どの程度までそういうものがあるのでしょうか。例えば相続や、2人の関係が破綻したときのお金のことなど、結婚だといろいろあるのですが、パートナーシップというどの程度のことなのでしょう。何がパートナーシップと認められれば、2人の関係がどれだけ社会的に受け入れられているのかという、その辺の説明が少し足りないような気がします。私自身わからないですね。ここで言っているパートナーシップが、どこまでのことを指しているのかわからないものですから。

○事務局 その点についてはもう少し補足をしたいと思います。

実際、同性カップルと書いてありますが、今、各自治体で導入しているパートナーシップ制度には、同性同士としているところもあれば、異性同士のパートナーも認めているところもあります。いわゆる婚姻ができる男性・女性であっても、パートナーシップ制度を使えるところもあります。

パートナーシップ制度とは、2人がパートナーの関係であることを宣誓することで、その宣誓を自治体が認める制度をいいます。自治体が受理したことを証明する受領証や証明書などを持っていくと、例えば、一緒にアパートに入居することや、病院の手術の同意などができます。委員さんがおっしゃるような、いわゆる婚姻という制度の中の権利・義務まではございません。

○榎本会長 具体的に言っていたかなければわからないと思います。例えば、コロナで一方が入院したときに、面会できるのかできないのか。手術

が必要な時にそれをどうする、同意ができるのかできないのか。具体的なことを1、2に書いていただくとわかりやすいと思います。

○倉持委員 もう少し言うと、養子を取るとか体外受精とか、パートナーと言うからには、いろいろなことが付随してくるわけですよね。例えば、日本の場合は結構多いのですが、異性と結婚をして、そのあとまた、同性パートナーシップを別の人と結ぶというケースも時々聞きますので、そういう場合に自分の子供を養子とするとか、いろいろな問題が出てくると思います。それほど詳しくは書けないと思いますが、これだけの資料を作って、素晴らしいとは思いますが、久喜市で考えるパートナーシップがどの程度、どこまで踏み込んでいるのか、ということを確認できる形でお話をして欲しかったと思いました。

○稲葉副会長 パートナーシップの問題はよろしいでしょうか。別件ですが、最初の市民アンケートの表紙のところですが、別の委員がおっしゃったように、ねらいをしっかりと定めないとイケませんね。人権課題には、人権問題、障がい者の問題などがある。一般的な人はなぜLGBTなのか、というのはあると感じます。人権問題はいろいろありますね。障がい者、北朝鮮から拉致された人とか。それから今、人権委員会では、子供のいじめ、そういうこともあります。そのような項目の中で、例えば身障者の方は、法的な保護や社会的、それに基づいた社会福祉施設などがあるわけです。それに比べてLGBTの方は、最近目立って取り出されたけど、まだまだ世の中で認知されていない、法的なことが整備されていないからこのアンケートを取ります、ということと言わないと、何でいきなりこんなのがあるのかということになりかねない。LGBTという言葉も知らない人もいます。この辺のアンケートの趣旨の説明をもう少しお考えいただきたいと思います。

○榎本会長 ありがとうございます。

もう時間も大分迫って参りましたので、このあたりで打ち切らせていただいてもよろしいでしょうか。

4つ目がその他でございますが、何かありますでしょうか。

議題につきまして進行役を務めさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

○事務局 榎本会長、議事の進行ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

本日、ご審議いただきました令和2年度の計画につきましては、所管課におきまして、この計画を基に進めて参ります。また、頂いたご意見につきましては、所管課に伝えまして、対応できるもの、できないもの、あると思いますが、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会でございます。閉会にあたりまして、稲葉副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲葉副会長 皆さんお疲れ様でした。2点、お話ししたいと思います。

新型コロナウイルスのいろいろな対策で、セミナーや体験のツアーも中止になりました。代替案のお話ですが、いろいろな啓蒙ができない状況ですので、この辺をもう少し行政の方にお考えいただければと思います。今回の新型コロナで官公庁のいろいろな住民サービスの仕組みの弱点が露わになりまして、まさに政府もデジタル化など大きな改革の時期に来ていると思っております。自治体独自でできることは限られているとは思いますが、やはりウィズコロナということで社会の仕組みや生活の仕方が変わるわけですから、今までのやり方ではなくて、もっと住民サービスとはどうあるべきか、男女共同参画の施策はどうあるべきか、ということ

をお考えいただければと思いました。

もう1点は、9月24日の厚労省の調査で、ハローワークのデータですが、新型コロナウイルスの影響で失業者が6万人もいるとのこと。統計学上でいうと、100万人程いるのではないかという意見もあります。この6万人の中で、6割が女性だということで、それは非正規職員に就いている方が多いという解説がありました。また、先ほど中村委員がおっしゃったように、今までは男女共同参画を何十年もかけて日本全体で社会に浸透させてきたわけですが、政府も男女共同参画基本計画の見直しを検討しているということも記事にありました。私たちも、一応今回はこれで任期が切れますが、次回も参加できる方はぜひ継続してください。審議会の意見が、とても参考になっていると思いますので、また継続して、協力していただけたらよいと思います。

今後ともよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度、第2回久喜市男女共同参画審議会を終了とさせていただきます。皆様ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和2年10月22日

菱沼 千恵子

堀井 昭雅

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。